

4 福薬業発第 5 9 7 号
令和 5 年 3 月 1 3 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

三師届における届出率の維持・向上について（協力依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記届出につきましては、令和 4 年 1 月 1 日付け 4 福薬業発第 3 9 7 号にてお知らせしたところですが、回答数が前回よりも少ないため福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課より別添のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

本届出票は、薬剤師法第 9 条により、2 年ごとに厚生労働大臣に届出を行うことが義務付けられています。届出の済んでいない会員薬剤師へ届出を行っていただくようご協力をお願い申し上げます。

なお、医療機関等に勤務する薬剤師については、今年度より勤務先の医療機関等で取りまとめた上でのインターネットによるオンライン届出が可能となります。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

●オンラインによる届出

厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療

>医療従事者による 2 年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryojujisha-todokede-sys.html

以 上